

# 請書兼請求書契約条項

渋谷区（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、次条以下の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、この契約を表記履行期限内に履行しなければならない。

第2条 履行等のために使用する材料の全部又は一部を甲から乙に支給するときの品名、数量、材質、引渡しの日、場所その他必要な事項については、仕様書に定めるところによる。乙は、引渡しを受けた材料のうち不用となったものがあるときは、速やかに仕様書に定められた場所において甲に返還しなければならない。また、引渡しを受けた材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

2 乙は、請負及びその他の契約履行に際し、別紙仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に定められたところにより施行するものとする。

3 乙は、契約履行について仕様書等及び契約条項に明示されていない事項であってもその性質上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第3条 乙は、この契約による工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に施行させてはならない。

第4条 乙は、この契約の履行が完了したときは、完了届1通を直ちに甲に提出し、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のために変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する費用は、すべて乙の負担とする。

2 前項の検査は、支障のない限り完了届の提出があった日から、14日以内に完了するものとする。

3 乙は、甲の指定する日時において検査に立ち会うものとし、立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に合格した時をもって、目的物の引渡しを完了したものとする。ただし、乙は、引渡し後1年間その隠れたるかしについて、取替え又は補修の責を負うものとする。

第5条 検査に合格しない場合、甲は、特に1回に限り相当日数を指定して、手直しを認めることができる。

2 前項の手直しが完了したときは、前条各項の規定を準用する。

第6条 目的物の所有権は検査に合格したときをもって乙から甲に移転するものとし移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合及び天災事変その他避けることができない非常災害の場合は、この限りでない。

第7条 契約代金は、甲は、検査合格後、40日以内に小切手で支払うものとする。ただし、乙の申出により、現金、口座振替、その他の方法により支払うことができる。

2 甲は、前項の支払期限内に支払をしないときは、乙に対して、遅延日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。ただし、乙の事情により代金を受領しないときは、この限りでない。

第8条 乙の責に帰すべき事由により履行期限内に履行することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

第9条 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により履行期限内に履行することができないときは、その理由を詳記して履行期限延長の願い出をすることができる。この場合、甲は、その願い出を相当と認めるときは、これを承認することができる。

2 前項の願い出は、履行期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

第10条 乙は、第8条の規定により甲から損害金の支払を請求されたときは、遅延日数に応じ、契約金額に法定率を乗じて計算した金額を遅延違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと甲が認める履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定にあたり契約金額から控除することができる。

2 第5条第1項の手直しが指定した期間内に完了しないときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の違約金の徴収日数の計算には、検査に要した日数及び第5条第1項の手直しに指定した期間を算入しない。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約内容の変更又は乙の義務履行の中止をすることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価により算定し、これによることを不適当と認めるときは、甲の相当と認めるところによる。

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前条第1項の中止期間が引続き90日以上に及ぶときは、甲と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前項の場合において、甲は乙の請求により履行部分の代金を支払うことができる。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に契約を履行しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に契約の履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申出をしたとき。
- (3) 契約条項に違反したとき。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約締結後乙の責に帰すべき理由により履行不能となったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する金額を甲に納付するものとする。ただし、正当な理由により契約解除の申出があったときは、これを免除することができる。

3 本条の契約解除は、第10条の遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

第14条 甲は、乙から取得することができる金額があるときは、乙に支払う代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

第15条 乙は、業務の履行に当たり、知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

2 乙は個人情報の保護に係る次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人の秘密を守ること。
- (2) 指示目的以外の使用及び第三者への提供をしないこと。
- (3) 事故が発生したときは、直ちに報告し、指示を受けること。
- (4) 再委託をしないこと。

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合は、すべて乙の負担と責任において損害を賠償するものとする。ただし、天災事変その他避けることのできない非常災害又は甲の責に帰すべき理由によるものは、この限りでない。

- (1) 運搬用自動車等が、人畜又は物件等に損害を与えたとき。
- (2) 運搬用自動車又は運転者等が損傷を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲に損害を与えたとき。

第17条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に提供することができない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得たときは、この限りでない。

第18条 この契約条項及び仕様書等の解釈に疑義を生じたとき又はこの契約条項及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙両者協議の上、解決するものとする。

第19条 この契約の履行に要する費用その他この契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。

## 暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第20条 甲は、乙が渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁。以下「要綱」という。）第4条第1項に基づく入札参加除外措置（以下「入札参加除外措置」という。）を受けた場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、乙は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

5 乙は、この契約の履行に当たり入札参加除外措置を受けている者に、この契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、又は委託を行ってはならない。また、乙がこの契約の下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、甲は乙に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

6 甲は、前項の規定により下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、乙に対し指名停止措置を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第21条 乙は、この契約の履行に当たり、要綱第2条第4号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）から履行妨害や、不当要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

2 乙は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲に報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

3 乙は前2項の規定による報告及び届出について、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

4 甲は、乙が正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるときは、乙に対し指名停止措置を講ずることができる。

(男女平等及び多様性を尊重する社会の推進に関する特約)

第22条 乙は、この契約の履行に当たり、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（平成27年条例第12号）第7条を踏まえ、男女の別による、又は性的少数者であること（性自認、性的指向、性表現など）に起因する差別を行わないこと。